

埼玉県浄化槽維持管理要領

第1 目 的

この要領は、浄化槽についての保守点検及び清掃等の維持管理を実施するために必要な事項を定め、浄化槽が正常な機能を維持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領において、使用する用語の定義はそれぞれ当該各号の定めるところによる。

(注) 法：浄化槽法（昭和58年法律第43号） 規則：環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）

条例：埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年条例第44号）

1. 合併処理浄化槽（法第2条第1号関係）

便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理し、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であって、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により定められた計画に従って市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

2. 単独処理浄化槽（法第3条の2第2項及び法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条関係）

法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたもの（し尿のみを処理する設備又は施設）をいう。

3. 浄化槽

要領第2の1.「合併処理浄化槽」及び2.「単独処理浄化槽」を併せた総称をいう。

4. 浄化槽管理者（法第7条第1項関係）

浄化槽の所有者、占有者その他のもので当該浄化槽の管理について権原を有するものをいう。

5. 維持管理（法第7条第1項、第8条、第9条、第11条第1項関係）

浄化槽について、設計時に定められた機能を維持し、施設を保全させるための保守点検、清掃及び水質に関する検査をいう。

6. 保守点検（法第2条第3号関係）

浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業をいう。

7. 清掃（法第2条第4号関係）

浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。

8. 浄化槽管理士（法第2条第11号関係）

浄化槽の保守点検の業務に従事するものとして法第45条第1項の浄化槽管理士免状の交付を受けている者をいう。

9. 技術管理者（法第10条第2項関係）

浄化槽管理者が浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させる者をいう。

10. 浄化槽保守点検業者（条例第2条関係）

浄化槽保守点検を業とするもので、条例による知事の登録を受けた者をいう。

11. 浄化槽清掃業者（法第2条第9号関係）

浄化槽の清掃を業とするもので、法第35条第1項の規定により業を行う区域を管轄する市町村

長の許可を受けた者をいう。

12. 指定検査機関（法第57条第1項関係）

法第7条第1項及び法第11条第1項の水質に関する検査の業務を行う知事の指定を受けた者をいう。

13. 検査業者

計量法（昭和26年法律第207号）第107条の規定に基づく計量証明の事業の登録を受けて水質分析等を業務とする者をいう。

第3 浄化槽管理者の責務

浄化槽管理者は、浄化槽について、設計時に定められた機能を維持し、施設を保全させるため次の事項を行うものとする。

1. 保守点検の実施（法第10条第1項関係）

浄化槽の機能を正常に維持するため、この要領第4保守点検事項に基づき定期的に保守点検を行うものとする。

なお、保守点検を委託する場合は、条例による知事の登録を受けた保守点検業者に委託しなければならない。

2. 清掃の実施（法第10条第1項関係）

浄化槽の維持管理の一環として、この要領第6清掃事項に基づき清掃を行うものとする。

なお、清掃を委託する場合は、浄化槽清掃業者として市町村長等の許可を受けた者に委託しなければならない。

3. 水質に関する検査の実施（法第7条第1項及び第11条第1項関係）

新しく浄化槽を設置、又はその構造若しくは規模の変更をした場合は、工事の適否及び浄化槽の機能状況を早い時期に確認するため、使用開始後3カ月を経過した日から5カ月以内に指定検査機関による設置後等の水質検査を、また、その後は毎年1回定期検査を受けなければならない。

4. 技術管理者（法第10条第2項関係）

処理対象人員が501人以上の浄化槽にあつては、浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させる者を置かなければならない。

5. 使用上にあつての注意事項（規則第1条関係）

- (1) し尿を洗い流す水は、適正量とすること。
- (2) 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であつて、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。
- (3) 単独処理浄化槽にあつては、雑排水を流入させないこと。
- (4) 合併処理浄化槽にあつては、工場廃水、雨水その他の特殊な排水を流入させないこと。
- (5) 電気設備を有する浄化槽にあつては、電源を切らないこと。
- (6) 浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。
- (7) 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。
- (8) 通気装置の開口部をふさがないこと。

6. 浄化槽管理者の措置義務

浄化槽管理者は、適正な水質を確保するために定期的な保守点検、清掃等の維持管理業務を体系的に実施する中で、放流水等が生活環境の保全及び公衆衛生上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じなければならない。

第4 保守点検事項

1. 保守点検の回数（規則第6条関係）

浄化槽管理者は、浄化槽の運転状況及び放流水の水質等を勘案し、異常や故障を早期に発見し、予防的措置を講ずる等正常な機能を確保するため、通常の使用状態において、表1、2のとおり保守点検を実施すること。ただし浄化槽法施行規則第6条第3項に基づく遠隔監視機能を有する浄化槽の保守点検の回数については、令和3年 環境省告示 第59号により表3のとおり保守点検を実施すること。

表1 単独処理浄化槽の保守点検の回数

処理方式	浄化槽の種類	期間
全ばっ気方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽	3カ月に1回以上
	処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	2カ月に1回以上
	処理対象人員が301人以上の浄化槽	1カ月に1回以上
分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式又は 単純ばっ気方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽	4カ月に1回以上
	処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	3カ月に1回以上
	処理対象人員が301人以上の浄化槽	2カ月に1回以上
散水ろ床方式、 平面酸化床方式 又は地下砂ろ過方式		6カ月に1回以上
備考 この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし（尿）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」に定めるところによるものとする。この場合において、1未満の端数は、切り上げるものとする。		

表2 合併処理浄化槽の保守点検の回数

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 又は脱窒ろ床接触ばっ気方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽	4カ月に1回以上
	処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3カ月に1回以上
活性汚泥方式		1週間に1回以上
回転板接触方式 接触ばっ気方式 又は散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置 又は凝集槽を有する浄化槽	1週間に1回以上
	2 スクリーン及び流量調整タンク又は 流量調整槽を有する浄化槽	2週間に1回以上
	3 1及び2に掲げる浄化槽以外の 浄化槽	3カ月に1回以上
備考 この表における処理対象人数の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし（尿）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」に定めるところによるものとする。この場合において、1未満の端数は、切り上げるものとする。		

注1 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒薬の補給は、表1、2にかかわらず必要に応じて行うものとする。

注2 脱窒ろ床接触ばっ気方式の保守点検回数は、使用開始から初期の処理機能が発揮されるまでの間にあっては、実態に応じた植種の実施、循環装置や空気供給量の調整等を行うため必要な間隔で実施するものとする。

表3 合併処理浄化槽の保守点検の回数（規則第6条第3項に基づく遠隔監視機能を有する浄化槽の保守点検の回数を定める件（令和3年環境省告示第59号）に対応している場合に限る）

処理方式	浄化槽の種類	期間
膜分離活性汚泥方式	処理対象人員が51人以上であるもの	二週に1回以上
回転板接触方式、 接触ばつ気方式 又は散水ろ床方式	流量調整槽が生物反応槽の前に設置されている浄化槽であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの 1 浄化槽から生じる汚泥を一月以上貯留することができること。 2 し渣かごが設置されている浄化槽にあつては、し渣かごにし渣を一月以上貯留することができること。 3 処理対象人員が51人以上であること。	1カ月に1回以上
備考	この表における処理対象人数の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし（尿）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」に定めるところによるものとする。この場合において、1未満の端数は、切り上げるものとする。	

2. 保守点検事項及び内容（規則第2条関係）

浄化槽の機能を正常に保つため、規則第1条の使用に関する準則の他、スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目づまり、生物膜の生成、その他単位装置及び付属機器類等の状況について点検を行うこと。

なお、点検すべき基本的な内容は表4のとおりとすること。

表4 点検すべき単位装置等

単位装置名		点検すべき内容等
流入管きよ、インバートます 移流管、移流口、越流ぜき、 散気装置、機械かく拌装置、 流出口、放流管きよ		○異物等の付着、目づまり、破損はないか。
ス ク リ ー ン		○スクリーンの目づまりはないか。 ○沈砂池等の異物、砂等の堆積状況
一 次 処 理 装 置 沈殿分離室（タンク）、腐敗 室、沈殿分離槽（タンク）、 夾雑物除去槽		○スカム、汚泥等の堆積状況に異常はないか。
嫌 気 ろ 床 槽		○スカム、汚泥等の堆積状況に異常はないか。 ○ろ床の目づまり、異常な水位の上昇、死水域が生じていないか。
流 量 調 整 槽 （タンク）		○ポンプ作動水位及び計量装置等の作動状況に異常はないか。 ○スカム、沈殿物の堆積はないか。
散水ろ床型二次処理装置 散 水 ろ 床		○均等な散水に異常はないか。 ○異物等の付着はないか。 ○生物膜の状況
平面酸化型二次処理装置		○均等な流水に異常はないか。 ○異物等の付着はないか。 ○生物相の状況
単純ばっ気型二次処理装置		○浮遊物の有無（にがり方）の状況
二階タンク	沈 殿 室	○浮上物の生成状況に異常はないか。
	消 化 室	○スカム、堆積汚泥及び消化汚泥の生成状況に異常はないか。
ば っ 気 室		○汚泥沈殿率（ SV_{30} 10～60%）に異常はないか。 ○溶存酸素量が適正に保持されているか。
ばっ気槽（タンク）及び流路		○汚泥沈殿率の状況 ○溶存酸素量が適正に保持されているか。 ○混合液浮遊物質濃度が適正に保持されているか。

単位装置名	点検すべき内容等
接 触 ば っ 気 室 接 触 ば っ 気 槽 担 体 流 動 槽 生 物 ろ 過 槽	○過剰肥厚生物膜、はく離汚泥及び堆積汚泥の生成状況 ○溶存酸素量が適正に保持されているか。 ○汚泥移送装置及び循環装置の作動状況に異常はないか。 ○逆洗装置への作動状況に異常はないか。 ○接触材（担体）の充填状況に異常はないか。 ○死水域又は異常な水位の上昇が生じていないか。
回 転 板 接 触 槽	○過剰肥厚生物膜、はく離汚泥及び堆積汚泥の生成状況
重力返送式沈殿室若しくは、 重力移送式沈殿槽、沈殿槽汚 泥貯留タンクを有する浄化槽 の沈殿池、処理水槽	○スカムの生成状況等 ○放流用エアリフトポンプの作動状況に異常はないか。 ○堆積汚泥の生成状況等
別置型沈殿室、汚泥貯留タンク を有しない浄化槽の沈殿池	○スカム及び堆積汚泥の生成状況等
汚 泥 貯 留 槽 （タンク）	○汚泥の貯留状況等
濃縮汚泥貯留槽（タンク）	○スカム及び濃縮汚泥の生成状況
消毒室・消毒槽（タンク）	○消毒の接水や薬剤の補給状況 ○汚泥等の堆積はないか。
付 属 機 器 類	○駆動及び作動状況、機能の状況 ○騒音及び振動の発生状況 ○迂流板が適切に固定されているか。
中 間 流 量 調 整 槽	○ポンプ作動水位及び計量装置状況 ○タイマーに設定された現在時刻が合っているか。
攪 拌 装 置	○異物等の付着はないか。
脱 室 ろ 床 槽	○死水域、異常な水位の上昇が生じていないか。
硝 化 用 接 触 槽 脱 室 用 接 触 槽 再 ば っ 気 槽	○溶存酸素量が適正に保持されているか。 ○死水域が生じていないか。
硝 化 槽 脱 室 槽	○溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が適正に保持されてい るか。
汚 泥 濃 縮 装 置 汚 泥 脱 水 装 置 活 性 炭 吸 着 装 置	○通水量が適正に保持されているか。 ○ろ材又は活性炭の洗浄若しくは交換が適切な頻度で行われ ているか。
循 環 装 置 砂 ろ 過 装 置	○作動状況

3. 溶存酸素量(DO)及び混合液浮遊物質濃度(MLSS)等の調整 (規則第2条関係)

(1) 溶存酸素量 (DO)

接触ばっ気方式及び活性汚泥方式の浄化槽における運転条件中の調整は表5のとおり行い、適正な機能を確保すること。

表5

(単位 mg/l)

項目 方式	単位装置名	基準
接触ばっ気方式	接触ばっ気室	室内均等におおむね0.3以上
	接触ばっ気槽	槽内均等におおむね1.0以上
担体流動生物ろ過方式	担体流動槽	槽内均等におおむね1.0以上
活性汚泥方式	ばっ気室	室内均等におおむね0.3以上
	ばっ気槽(タンク)	槽内均等におおむね1.0以上
循環水路ばっ気方式	循環流路	流路内均等におおむね1.0以上
回転板接触方式	回転板接触槽	槽内均等におおむね1.0以上
硝化液循環活性汚泥方式	脱窒槽	槽内均等におおむね0
	硝化槽	槽内均等におおむね1.0以上
三次処理脱窒・脱りん方式	硝化用接触槽	槽内均等におおむね1.0以上
	脱窒用接触槽	槽内均等におおむね0
	再ばっき槽	槽内均等におおむね1.0以上

(2) 混合液浮遊物質濃度 (MLSS) 等

単独処理浄化槽にあっては、ばっ気室内混合液の30分間汚泥沈殿率がおおむね10%から60%の範囲内で調整し、合併処理浄化槽にあっては、MLSSを表6のとおりとする。

表6

(単位 mg/l)

項目 方式	単位装置名	基準
長時間ばっ気方式	ばっ気槽(タンク)	3,000 ~ 6,000
循環水路ばっ気方式	循環流路	
標準活性汚泥方式	ばっ気槽(タンク)	1,000 ~ 3,000
分注ばっ気方式	ばっ気タンク	
汚泥再ばっ気方式	ばっ気タンク	1,000 ~ 3,000
	汚泥再ばっ気タンク	6,000 ~ 10,000
硝化液循環活性汚泥方式	脱窒槽	3,000 ~ 6,000
	硝化槽	

4. 保守点検時に行う水質検査 (規則第2条関係)

浄化槽管理者は、浄化槽の機能が設計時に定められたとおり正常に働いているかどうかを判断し、併せて清掃の時期の決定に関する資料を得るため、定期的な保守点検作業の一環として水質検査を実施しなければならない。

なお、水質検査の項目及び検査方法等は別表1のとおりとする。

5. 記録の作成及び保存（規則第5条第2項・第8項・第9項関係）

浄化槽管理者は、自ら保守点検を行う場合保守点検の記録を作成し、3年間保存しなければならない。保守点検業者に委託した場合は、保守点検業者が交付する保守点検の記録を3年間保存しなければならない。また、保守点検業者は保守点検の記録の写しを3年間保存しなければならない。

6. 記録の交付（規則第5条第2項関係）

浄化槽管理者が、保守点検を委託した場合、当該委託を受けた者は、保守点検の記録を2部作成し、1部は浄化槽管理者に交付し、1部を自ら保存しなければならない。ただし浄化槽管理者の承諾を得ていれば、電子データ（浄化槽管理者が書面に印刷等できるものに限る）で交付することができる。

7. 保守点検業者による法定検査・清掃未実施の浄化槽管理者への通知（条例第10条第3項）及び受検申込の代行（規則第9条第2項）

保守点検業者は、浄化槽管理者の浄化槽法に基づく水質検査（法定検査）の実施状況を確認し、受検していない場合には、法定検査について説明するとともに、通知を行うこと。併せて受検申込の代行を積極的に行なうものとする。なお、当該代行を行なう場合には、8. の保守点検カードを活用するなど、浄化槽管理者と書面を共有し、委託の事実関係を明らかにした後、浄化槽管理者に代わって指定検査機関に検査申込をするものとする。また清掃が未実施の場合や汚泥の状況などから清掃が必要な場合には清掃が必要であることを浄化槽管理者に速やかに通知すること。

8. 記録の内容

保守点検の記録の内容は、別紙様式1、2の浄化槽保守点検カードによること。

ただし、5人槽から10人槽までの小型合併処理浄化槽の保守点検の記録の内容は、別紙様式5の浄化槽保守点検カードによることができる。

なお、様式については、新しい浄化槽の構造に対応するなど必要に応じて所要の調整をして使用することができる。

第5 放流水の水質（BOD・大腸菌数）

1. 放流水の水質の技術上の基準

平成18年2月1日以降に設置された浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質は、BOD20mg/l以下、BOD除去率90%以上であること。また、目標水質として大腸菌数800 CFU*／ml以下であること。

*CFU...コロニー形成単位（Colony Forming Unit）

2. 放流水の目標水質

平成18年1月31日以前に設置された浄化槽の処理水の水質については、構造基準（建設省（国土交通省）告示）及び性能基準（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条）によって性能等を定めており、基準は次のとおりとする。

なお、浄化槽管理者は表7（単独処理）、8に該当する浄化槽であっても表7（合併処理）に準拠するよう改善に努めなければならない。

表7 新構造浄化槽のもの

処理対象人員	処理方法	性 能		
		放流水のBOD (単位:mg／l)	BOD除去率 (単位: %)	大腸菌数 (単位: CFU／ml)
50人以下	単独処理	90以下	65以上	800 以下
50人以下	合併処理	20以下	90以上	
51～500人	合併処理	60以下	70以上	
501人以上	合併処理	30以下	85以上	

表8 旧構造浄化槽のもの

処理対象人員	処理方法	性 能		
		放流水のBOD (単位:mg／l)	BOD除去率 (単位: %)	大腸菌数 (単位: CFU／ml)
100人以下	単独処理	90以下	65以上	800 以下
101～500人	合併処理	60以下	70以上	
501人以上	合併処理	30以下	85以上	

3. 基準の適用の例外

(1) 下水道処理区域となることが予定されている区域に設置される浄化槽等

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定められた事業計画において、浄化槽設置後3年以内に同法第2条第8号に規定する処理区域となることが予定されている区域内に設置される浄化槽及び昭和50年3月31日以前に設置されている浄化槽については、表9にすることができる。ただし、この場合においても浄化槽管理者は、表7（合併処理）に準拠するよう改善に努めなければならない。

(2) 特定施設及び指定地域特定施設

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に定める特定施設又は第2条第3項に定める指定地域特定施設に該当する浄化槽であって、同法第2条第1項に規定する公共用水域に放流水を排出するものについては、同法第3条第1項又は第3項の規定により、この要領第5の1、2及び3（1）に定める基準より厳しい排水基準が定められ、又は同要領第5の1、2で定める以外の項目についても排水基準が定められている場合の基準は、同要領の規定にかかわらず、当該排水基準に適合するよう処理する性能を有するものでなければならない。

表9

処理対象人員	処理方法	性 能		
		放流水のBOD (単位:mg/l)	BOD除去率 (単位: %)	大腸菌数 (単位: CFU/ml)
500人以下	単独処理	90以下	65以上	800 以下
501～2,000人	合併処理	60以下	70以上	
2,001人以上	合併処理	30以下	85以上	

注1. BOD：生物化学的酸素要求量

注2. 新構造浄化槽：昭和55年建設省（国土交通省）告示第1292号

注3. 旧構造浄化槽：昭和44年建設省（国土交通省）告示第1726号

4. 水質検査の実施

維持管理業務を体系的に実施する上で、浄化槽機能の良否の判断材料となるので必要に応じて、検査業者等に委託してBOD及び大腸菌の検査を実施するものとする。なお、検査方法については、別表2のとおりとする。

ただし、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に定める特定施設又は第2条第3項に定める指定地域特定施設に該当する浄化槽については、同法第14条第1項及び埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号）第69条に定めるところにより、放流水の水質検査を実施し、記録を保存しなければならない。

第6 清掃事項

1. 清掃の時期（法第10条第1項関係）

清掃の時期は、定期的な保守点検を行って槽内に生じた汚泥の堆積等により浄化槽機能に支障が生ずるおそれがあるか否かを的確に判断して決めるものとする。

ただし、すべての浄化槽について少なくとも毎年1回は清掃を行うこと。なお、全ばっ気方式の浄化槽にあつては、おおむね6ヵ月に1回以上清掃を行うこと。

また、休止の場合の清掃については休止に当たっての清掃の技術上の基準の通り実施すること。

2. 清掃時期の指標

表10

単 位 装 置 名	清 掃 時 期 の 目 安
ス ク リ ー ン	○汚物等の付着による目づまり又は閉塞が認められるとき。
沈 殿 分 離 室 (タンク) 腐 敗 室 夾 雑 物 除 去 槽	○スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね10cmに達したとき又は汚泥の堆積面が流出管若しくは、バツフルの下端開口部からおおむね10cmに達したとき。
沈 殿 分 離 槽 (タンク) 流 量 調 整 槽 (タンク) 夾 雑 物 除 去 槽	○流出水の浮遊物質等が著しく増加し、二次処理装置に支障を生ずるおそれが認められるとき。
嫌 気 ろ 床 槽	○流出水の浮遊物質等が著しく増加し、二次処理装置に支障を生ずるおそれが認められるとき。 ○ろ床の目づまり等による死水域、短絡流が生じたとき。
散 水 ろ 床 平 面 酸 化 床	○異物等の付着が認められ、かつ装置の機能に支障が生ずるおそれがあると認められるとき。
ば っ 気 室	○汚泥沈殿率（ SV_{30} ）がおおむね60%に達したとき。
単 純 ば っ 気 型 二 次 処 理 装 置	○著しい濁りが認められ、かつ、流出水に著しい浮遊物質の混入が認められるとき。
ばっ気槽・ばっ気タンク（汚泥貯留タンクを有しないもの）	○第4保守点検事項の3において、混合液浮遊物質濃度（表6）の基準を越えるとき。
接 触 ば っ 気 室 (汚泥移送装置を有しないもの)	○生物膜が過剰肥厚して接触材の閉塞のおそれが認められたとき又は、室内液にはく離汚泥若しくは堆積汚泥が認められたとき。
回 転 板 接 触 槽	○生物膜が過剰肥厚して回転板の閉塞のおそれが認められたとき又は、槽内液にはく離汚泥若しくは堆積汚泥が認められたとき。
二 階 タ ン ク 型 一 次 処 理 装 置 (単 独)	○スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね10cmに達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね10cmに達したとき。

単 位 装 置 名	清 掃 時 期 の 目 安
二階タンクの消化室 (合 併)	○スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね30cmに達したとき、又は堆積汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね30cmに達したとき。
汚泥貯留槽 (タンク) 汚泥濃縮貯留槽 (タンク)	○スカム、汚泥及び濃縮汚泥の生成が所定量に達したとき。
排 砂 槽	○沈殿物等の堆積が認められたとき。
脱 窒 ろ 床 槽	○流出水の浮遊物質等が著しく増加し、二次処理装置の機能に支障が生じる恐れが認められるとき。
中 間 流 量 調 整 槽	○スカムの生成が認められたとき。
凝 集 槽	
そ の 他	○単位装置に著しく、沈殿物、浮遊物質が生じたとき。

3. 清掃作業内容（規則第3条関係）

表11、12の通り実施すること。休止の場合の清掃については休止に当たっての清掃の技術上の基準の通り実施すること。

＜休止に当たっての清掃の技術上の基準＞

- ① 汚泥、スカム、中間水等の引き出しは、処理方式や単位装置にかかわらず全量とすること（規則第3条第6号）。
- ② 引き出しの後、単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等を行うこと（規則第3条第7号）。
- ③ 槽内の洗浄に使用した水は引き出し、張り水として再使用しないこと（規則第3条第11号及び第13号）。
- ④ 水道水等で高水位まで水を張ること（規則第3条第15号の正常な機能を維持するまで必要な措置として実施）。

表11 単独処理浄化槽

単 位 装 置 名	清 掃 内 容
沈殿分離室 (タンク)	○汚泥を全量引き出すこと。
腐 敗 室	○内壁等の洗浄に使用した水は室内の張り水とすること。
散 水 ろ 床 平 面 酸 化 床	○ろ床の生物膜の機能を阻害しないように、付着物を引き出し、洗浄すること。
ばっ気室 (タンク)	○張り水後のばっ気室の混合液の汚泥沈殿率がおおむね、10%～15%になるようにすること。 ○ばっ気室の壁に付着した汚泥は洗浄し張り水として利用すること。

接 触 ば っ 気 室	○生物膜を強制はく離した後、はく離汚泥を沈殿分離室に移送すること。 ○はく離汚泥を接触ばっ気室から直接引き出す場合は、接触材、ばっ気装置等を破損しないようにすること。
-------------	---

表12 合併処理浄化槽

単 位 装 置 名	清 掃 内 容
ス ク リ ー ン	○付着物、沈殿物を引き出し洗浄すること。
沈殿分離槽（タンク） 流量調整槽（タンク） 夾雑物除去槽	○スカムについては全量、堆積汚泥については可能な限りの量を引き出し、中間水については、可能な限り引き出さないこと。
嫌 気 ろ 床 槽	○第1室の槽内液は全量、第2室以降の汚泥、スカムは、適正量引き出すこと。 ○ろ床等の洗浄に使用した水は全量引き出すこと。（可能な限り）
二 階 タ ン ク	○汚泥、スカム等の引出しは有効消化槽容量のおおむね20%ぐらいを残して引き出すこと。
散 水 ろ 床	○単独処理の散水ろ床に準ずること。
ば っ 気 槽	○単独処理のばっ気槽に準ずること。 （汚泥貯留槽のない施設のみ適用）
接 触 ば っ 気 槽 担 体 流 動 槽 生 物 ろ 過 槽	○単独処理の接触ばっ気槽に準ずること。
回 転 板 接 触 槽	○生物膜を強制はく離した後、はく離汚泥を全量回転板接触槽から引き出すこと。
汚泥貯留槽（タンク） 汚泥濃縮貯留槽（タンク）	○汚泥等の引き出しは、脱離液を流量調整槽又はばっ気槽に移送した後全量とする。
排 砂 槽	○砂等の貯留状況に応じて砂等を引き出し洗浄、掃除等を行うこと。
脱 窒 ろ 床 槽	○第1室は全量引き出し、適正量の水張りを行うこと。 第2室以降の汚泥、スカムは適正量引き出すこと。
中 間 流 量 調 整 槽	○スカムや汚泥を適正量引き出すこと。
凝 集 槽	○スカムや汚泥を適正量引き出し、適正量の水張りを行うこと。

注）清掃後においては、規定水位の張り水を行うこと。

4. 記録の作成及び保存（規則第5条第2項・第8項・第9項関係）

浄化槽管理者は、自ら清掃を行う場合清掃の記録を作成し、3年間保存しなければならない。
清掃業者に委託した場合は、清掃業者が交付する清掃の記録を3年間保存しなければならない。
また、清掃業者は清掃の記録の写しを3年間保存しなければならない。

5. 記録の交付（規則第5条関係）

浄化槽管理者が、清掃を委託した場合、当該委託を受けた者は、清掃の記録を2部作成し、1部を浄化槽管理者に交付し、1部を自ら3年間保存しなければならない。ただし浄化槽管理者の承諾を得ていれば、電子データ（浄化槽管理者が書面に印刷等できるものに限る）で交付することができる。

6. 清掃業者による法定検査の実施の確認及び受検申込の代行（規則第9条第2項）

清掃業者は、浄化槽管理者の浄化槽法に基づく水質検査（法定検査）の実施状況を確認し、受検していない場合には、法定検査について説明するとともに、受検申込の代行を積極的に行なうものとする。なお、当該代行を行なう場合には、7. の保守点検カードを活用するなど、浄化槽管理者と書面を共有し、委託の事実関係を明らかにした後、浄化槽管理者に代わって指定検査機関に検査申込をするものとする。

7. 記録の内容

清掃記録の内容は、別紙様式3、4の浄化槽清掃カードによること。

ただし、5人槽から10人槽までの小型合併処理浄化槽の清掃記録の内容は、別紙様式6の浄化槽清掃カードによることができる。

なお、様式については、新しい浄化槽の構造に対応するなど必要に応じて所要の調整をして使用することができる。

第7 関連業者の責務

1. 関連業者の責務

保守点検業者、清掃業者等は、業務の実施にあたっては、浄化槽の正常な機能を確保するため、法令及びこの要領に定める事項を遵守しなければならない。

また、業務上の過誤については責任を負うとともに、維持管理の重要性を浄化槽管理者に十分認識させなければならない。

第8 その他

この要領に定めのないものについては、浄化槽法その他関係法律によるものとする。

附 則

この要領は、昭和61年 4月 1日から施行する。

附 則

埼玉県し尿浄化槽維持管理要領（昭和54年 1月 1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成元年10月 1日から施行する。

この要領は、平成 6年11月14日から施行する。

この要領は、平成 7年 5月 8日から施行する。

この要領は、平成 8年10月 9日から施行する。

この要領は、平成13年10月17日から施行する。

この要領は、平成21年 1月 1日から施行する。

この要領は、令和 7年 4月 1日から施行する。